

みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業（特別栽培米市場調査）

業務委託公募型プロポーザル募集要領

1 業務目的

特別栽培の取組は、環境負荷軽減効果が十分高い一方、慣行栽培に比べ生産コストの増加や収量の不安定化等の技術的課題と併せ、販売面でも高値販売や有利販売に十分つなげられておらず、県内での取組も減少傾向にある。本県での特別栽培米生産の取組を拡大するためには、安定的な生産体制の確立と併せ、特別栽培米の価値を高めた販売戦略を明らかにする必要がある。

そこで、県産特別栽培米の拡大に向けて必要な情報を収集するため、市場調査等を行う。

2 業務概要・仕様

(1) 委託業務名

みんなでチャレンジ！環境保全型農業拡大事業（特別栽培米市場調査）

(2) 予算額

8,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※提案された内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

(3) 業務内容・仕様

ア 言葉の定義

- ・特別栽培米：地域慣行栽培比で化学農薬・肥料が半減以下で栽培した米
- ・有機栽培米：有機 JAS 規格に基づく化学農薬・肥料不使用で栽培した米
- ・環境配慮米：特別栽培、有機栽培を含め、減農薬や温室効果ガス削減等の取組により環境に配慮した栽培法により生産した米
- ・米穀取扱事業者：下記用途で取り扱う事業者
- ・用途：消費者向け小売り、業務用（中食・外食、加工用）、贈答用等

イ 特別栽培米等に関する基礎調査

(ア) 他都道府県での特別栽培米等（有機栽培米、環境配慮米）の生産状況、それら推進のための県等の施策、県域での取組や出口戦略等について調査する。（目標：宮城県、山形県を含めた5件）

(イ) 県内特別栽培米生産者・団体に対し、取組拡大・継続に要する販売価格（希望販売価格や上乗せ額）や県等に対する施策要望について調査する。（目標：30名・団体）

ウ 特別栽培米の評価と効果的な商品開発・ブランディングに向けた調査

(ア) 首都圏消費者及び米穀取扱事業者（県内及び首都圏）に対し、特別栽培米及び環境配慮米の商品性（有機栽培米に比べリーズナブルである優位性に対する意見や購入、取扱う際に重視する条件（価格、品種、量、規格、パッケージ、情報提供等））を調査する。（目標：首都圏消費者300名。米穀取扱事業者は業務用を中心に県内20事業者、首都圏50事業者）

(イ) 県外での特別栽培米の有利販売、商品化の優良事例や特別栽培米の特徴（環境保全型農業、化学肥料・化学農薬半減等）を活かした商品開発・ブランディング事例情報を収集する。（目標：5事例）

(ウ) 首都圏米穀取扱事業者に対し、農林水産省の「見える化」マークを用いた特別栽培米及び環境配慮米の有利販売の可能性、将来性等に関する意見について調査する。（目標：業務用を中心に30事業者）

(エ) 慣行栽培米比1.2倍の価格での取引額を想定した特別栽培米を用いた「新たな商品」について、販売方法や商品の内容を提案すること。（目標：消費者向け小売り用途と業務用途でそ

れぞれ2件、贈答用途で1件)

- (オ) 生産団体等が、特別栽培米による商品開発、ブランディングを実施する際に、企画、デザイン、広報、販売等の協力や連携が得られる団体や企業等について調査する。(目標：10社(又は10件))
- エ 特別栽培米等の新たな販路に関する調査(地元学校給食、環境配慮志向企業とのコラボなど)
 - (ア) 全国での特別栽培米や環境配慮米の学校給食利用、環境配慮志向企業との連携(社員食堂利用等)の優良事例と成立要因について調査する。(目標：各10件)
 - (イ) 県内学校又は市町村教育委員会等に対して、地元で生産された特別栽培米又は環境配慮米を用いた学校給食利用による食育の取組についての意見(重要性、許容価格、条件など)を収集する。(目標：20件(20市町村))
 - (ウ) 首都圏の温室効果ガス削減等の環境配慮についてのKPI等を明示している企業に対し、特別栽培米又は環境配慮米の社員食堂などでの利用の意向等について聞き取り調査を行う。(目標：20社)

オ 調査方法等

イ～エの調査内容の各調査項目に記載する目標値は目安であり、各調査の目的に沿って、既往の調査等を踏まえながら、最大限の効果が得られる調査規模や手法を事前に県に提案し、協議をした上で行うこと。

また、最大限の効果を得るため、イ～エの調査内容の調査項目について、変更する必要がある場合、県と協議を行い、決定すること。

カ 中間報告の実施

令和6年8月末(予定)に県が開催する会議において、調査・分析結果の中間報告を行うこと。

キ 結果取りまとめ及び考察

令和6年10月末までに、調査・分析結果を取りまとめ、それらの結果に基づき、特別栽培米の有利販売やブランディングに向け必要と考えられる県レベル及び生産団体レベルでの方策を考察し、報告すること。

(4) 委託契約期間

契約の日から令和6年10月31日(木)まで

3 企画提案書の提出

(1) 企画提案書

以下の「提案1」から「提案5」までを記載した企画提案書を提出すること。

提案1：業務の考え方

県内の農業者に対して、環境保全型農業に関する理解促進と取組を拡大させるための考え方について提案すること。

提案2：業務の取組内容

2の業務概要・仕様に基づき提案すること。その他、業務を効果的に実施するために行う独自の提案があれば提案すること。

提案3：業務の効果測定

業務を評価するための定量的な評価項目を設定すること。

また、業務の効果を検証する方法を提案すること。

提案4：業務の実施体制

業務の目的を達成するための業務実施体制について提案すること。

なお、本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属・氏名を明記すること。

提案5：積算見積書

業務に要する費用について、それぞれの費目ごとの内訳がわかるよう記載すること（人件費、交通費、通信費、運搬費、印刷費等）。

(2) 県から受注した委託業務実績一覧（令和元年度～令和5年度）

(3) 様式

様式は任意とするが、全体（提案1～5）でA4横版の両面10枚以内（20頁以内）とすること。（表紙はカウントしない。必要に応じてA3版の折り込みも可としますが、片面2頁としてカウントする。）

(4) 提出部数

提出部数は10部とする。

※ 提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払いは行わない。また、提出書類等は返還しない。

4 業務委託候補者の選定

(1) 選定方式

公募型プロポーザル

ア 参加資格審査

参加者の参加申込書の内容及び参加資格要否の適否を確認する。

イ 一次審査

参加者の企画提案書について書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者を選定する。

ウ 二次審査

一次審査で選定された対象者が、審査会において企画提案書のプレゼンテーションを実施する。県は、審査会でのヒアリングを行うとともに、総合的に評価し業務委託候補者（随意契約の候補者）を選定する。

(2) 審査基準及び配点

下記の審査項目において、評価基準により評価する。

審査項目	配点	評価基準	
企画提案内容 (配点合計 65点)	10	実施方針	・本事業の目的や業務内容を理解した提案とされているか。
	20	企画力	・本事業の目的を達成するために十分な企画内容の設定がなされているか。
	15	効果性	・本事業に対して、高い効果をもたらし、相乗的な事業展開に結び着くものであるか。
	10	実現性	・具体的で、実効性の高い提案となっているか。
	10	独創性	・仕様書に記載されていない活用可能な提案や、独創的な工夫があるか。

業務遂行能力等(配点合計35点)	15	業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。
	10	業務工程	・業務を円滑に実施できる計画であるか。 ・進行管理体制は適切か。
	5	業務実績	・本業務と類似の業務の受注実績があるか。
	5	業務経費	・業務経費は適正であるか。

5 募集要領等の入手方法

募集要領及び参加申込書等の様式については、福島県農林水産部環境保全農業課のホームページからダウンロードして入手すること。

6 参加申込及び企画提案書の提出等

(1) 質問書の提出

ア 提出書類

質問書（第1号様式）

イ 提出期限

令和6年5月13日（月）17時まで

ウ 提出方法

郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

エ その他

FAX又は電子メールで送信後は、電話で着信を確認すること。

オ 回答方法

提出された全ての質問及び回答については、令和6年5月14日（火）17時までに環境保全農業課ホームページに掲載するので、その内容を確認すること。

(2) 参加申込

ア 提出書類

(ア) 参加申込書（第2号様式）

(イ) 会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット（1部）等

イ 提出期限

令和6年5月17日（金）17時まで

ウ 提出方法

郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

エ その他

FAX又は電子メールで送信後は、電話で着信を確認すること。

(3) 企画提案書の提出期限

ア 提出書類

3に記載のとおり

イ 提出期限

令和6年5月31日（金）17時まで

ウ 提出方法

郵送又は持参（FAX及び電子メールによる提出は受け付けません）

7 参加資格審査結果の発表及び通知

- (1) 期 日：令和6年5月21日（火）（予定）
- (2) 審査方法：書類審査により決定する。
- (3) 発表方法：参加申込書を提出したプロポーザル参加希望業者に対して、書面で通知する。

8 一次審査結果の発表及び通知

- (1) 期 日：令和6年6月4日（火）（予定）
- (2) 審査方法：書類審査により決定する。
- (3) 発表方法：企画提案書を提出したプロポーザル参加者に対して、書面で通知する。
- (4) 審査結果に関する開示請求：選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由を書面により求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から10日以内に通知する。

9 二次審査会

- (1) 日時：令和6年6月7日（金）（予定）
- (2) その他
 - ア 正式な開催日時及び場所は別途通知する。
 - イ プレゼンテーション時間は25分以内（15分間の説明、10分以内の質疑）とする。
 - ウ その他参考資料（プレゼンボード、写真等）の持ち込みは可とするが、追加資料の配布は認めない。

10 二次審査結果の発表及び通知

- (1) 期 日：令和6年6月11日（火）（予定）
- (2) 審査方法：審査会により決定する。
- (3) 発表方法：審査会参加者全員に対し、書面で通知する。審査結果は環境保全農業課のホームページに掲載し、業務委託候補者を公表する。
- (4) 審査結果に関する開示請求：選定されなかった者は、その審査結果通知の日の翌日から起算して2週間以内に選定されなかった理由を書面により求めることができる。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から10日以内に通知する。

11 主なスケジュール

項目	日程
プロポーザル募集要領のHPによる公表	令和6年5月8日（水）
質問書の提出期限	令和6年5月13日（月）17時まで
質問書への回答	令和6年5月14日（火）17時まで
参加申込書の申込期限	令和6年5月17日（金）17時まで
参加資格審査結果の発表及び通知	令和6年5月21日（火）17時まで
企画提案書の提出期限	令和6年5月31日（金）17時まで
一次審査結果の発表及び通知	令和6年6月4日（火）（予定）
二次審査会	令和6年6月7日（金）（予定）

12 参加申込書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎9階）

福島県農林水産部環境保全農業課（担当：草野）

電話 024-521-7453 FAX 024-521-7938

E-mail kankyuhozen_nougyou@pref.fukushima.lg.jp

13 参加資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。
- (8) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

14 不適格事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本企画プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 積算額が予算額を超過するもの

15 契約手続

本事業に関して最も優れた提案を行った者(契約候補者)と業務委託契約の見積合わせを実施する。

なお、この手続に参加した者が、13の(1)から(8)のいずれかを満たさないこととなった場合、又は見積合わせの結果、契約締結までに至らなかった場合は、契約の締結を行わないことがある。この場合、次点者と契約の見積合わせを行う。

また、本事業の業務委託仕様書は契約候補者が提出した企画提案書をもとに作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合、次点者と協議を行う。

16 その他

- (1) 採用した作品等の権利は、全て福島県に帰属するものとします。
- (2) 当該業務として作成した各コンテンツは、福島県のホームページ等での二次使用、また、ポスター、パンフレット等への掲載を行う場合がある。
なお、福島県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないよう、制作にあたっては必要な許諾を得ること。
- (3) 企画提案のあった規模等を下回ることにはできないため、実現可能な提案とすること。
- (4) 仮に、実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては、委託料の減額となることがある。